養を予防

浄化槽の3つの維持管理をご存じですか

家庭から排出されるし尿や生活雑排水を処理する浄化槽は、適切な維持管理を実施しないと本来の 性能が発揮されず、悪臭が発生し、場合によっては壊れてしまうこともあります。

長く使っていただくため、生活雑排水すべてを処理する「合併浄化槽」、し尿のみ処理する「単独 浄化槽」ともに、3つの維持管理が法律で義務付けられています。

適切な管理をしているか、この機会に一度確認をしてみてください。

問い合わせ 環境課 荻 ☎⑤32609

3つの維持管理

1. 法定検査(第11条検査)=毎年1回実施

法定検査(11条検査)とは、浄化槽の健康診断のようなもので、車に例えると車検に当たる大 事なものです。保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽からの排水が本当にきれいになっている かを、外観検査や水質検査、書類検査により確認します。保守点検や清掃とは検査内容が異なり ます。

[注意事項]

- 1. 法定検査には事前の申し込みが必要です。検査員が突然 訪問することはありません。
- 2. 法定検査の検査員は、腕章と身分証明書を携帯し、右の ステッカーが貼られた車両で訪問します。
- 3. 正規の法定検査であれば、費用は一般家庭で5.800円です。



単独浄化槽、合併浄化槽に関わらず、法定検査の受検が確認できない家庭には、県指定の検査機 関「一般財団法人 静岡県生活科学検査センター」から受検案内が送付されます。検査を受けな い場合には罰則が定められているため、必ず検査を受けてください。

問い合わせ (一財) 静岡県生活科学検査センター ☎ 054 (621) 5030

2. 保守点検=毎年3回以上実施(20人槽以下の場合)

浄化槽の各部分が正しく機能しているかの点検・調整や消毒薬の補充を行 うものです。保守点検は、静岡県の登録を受けた業者に依頼してください。 保守点検業者は、右のQRコードから静岡県のホームページを確認してく ださい。



静岡県ホームページ

3. 清掃=毎年1回実施

浄化槽内にたまった汚泥などを引き抜き、浄化槽内の清掃をするものです。 清掃は、市が許可した次の業者に依頼してください。

- ▶榛原地域=有限会社 榛原衛生社 ☎220839
- ▶相良地域=有限会社 東環クリーン ☎520065

浄化槽は、維持管理が大切です。

末永く使っていただくため、そして、川や海にきれいな水を返すため、 浄化槽の適正な維持管理をお願いします。

食が

旬の食材を 緒に食事 ま

牧之原市食育ランチョンマットで食事バランスを確認しよう!

食事を味わ

むことを心が

を増やしましょう!食事にまつわる「楽しみ」

家族や仲

歌の量を増や、 食事時間をは

を り り り を し ま し よ う。 活動や 運 が け ま し よ う。 ち

る生活習慣を作りまご飯をおいしく食べ

:りましょ

立 の

主食+主菜+副菜(1~2つ)がそろうと、バランスの良い食事になります。 ランチョンマットの上に食事を並べて、確認してみましょう。

生乳・乳製品 1日1日とりましょう

主に体を作るもとになる

副菜(汁物など) 主に体の調子を整えるもとになる

> でも自分の としています

生活を送

つま

主菜











ダウンロードページ (市ホームページ)

たが、 かん 新型コ る時間を設けて 本年度はとり いま ス感

参加費 参加希望者

健康推進課 付します。 人健康係 課に問いる

午 前 10 時

味菜食らぶでバランスの良い食事を学ぶ (前年の様子)

の 予 防に かつ

食生活とお \Box 0) 0)

する楽しさを学ぶことを目 「味菜食らぶ」

いても学ぶことができ

相良地区 榛原地区 (予定) 年

バランスの

内臓などを作るたんぱく質が不足